

下野上スマートコミュニティ整備事業

要求水準書

令和4年7月11日

大 熊 町

## 目 次

<b>第 1</b>	<b>基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1	要求水準書について.....	1
2	事業目的.....	1
3	整備対象施設の要件.....	1
4	本事業における体制及び役割分担.....	3
5	受注者の業務概要.....	4
6	本事業の対象外とする業務.....	5
7	適用法令等.....	5
8	適用基準等.....	6
<b>第 2</b>	<b>本施設整備の要求水準</b> .....	<b>7</b>
1	共通事項.....	7
2	電気設備等の要求水準.....	7
<b>第 3</b>	<b>本業務の実施に関する要求水準</b> .....	<b>8</b>
1	共通事項.....	8
2	実施設計に関する要求水準.....	12
3	工事監理に関する要求水準.....	14
4	整備工事に関する要求水準.....	16

## 添付資料

- 添付B1 概要書
- 添付B2 諸元表
- 添付B3 工程表（案）
- 添付B4 関係者の業務・責任区分及び役割分担表
- 添付B5 工事区分表
- 添付B6 提出書類（施工関係、引渡関係、契約支払関係）
- 添付B7 実施設計業務及び工事監理業務に係る成果品
- 添付B8 提出書類（業務委託関係）

## 参考資料

- 参考資料 1 令和 3 年度下野上スマートコミュニティ事業マスタープラン策定業務委託報告書

## 第1 基本的事項

### 1 要求水準書について

#### (1) 要求水準書の位置付け

下野上スマートコミュニティ整備事業（以下、「本事業」という。）の要求水準書（以下、「本書」という。）は、大熊町（以下、「発注者」という。）が、本事業に関し、受注者に要求する施設の実施設計及び整備工事等の水準を示すものである。

本書は、本事業に参加しようとする者に交付する「A 下野上スマートコミュニティ整備事業公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という）と一体のものとする。また、本書で使用する用語の定義は、実施要領における用語の定義と同じものとする。

#### (2) 要求水準書の変更

発注者は、本事業の期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別の理由による業務内容の変更の必要性により、本書の見直し及び変更を行うことがある。本書の変更に伴い、受注者が行う業務内容に変更が生じるときは、請負契約書の規定に従い所定の手続きを行うものとする。

### 2 事業目的

現在、町では、令和3年2月に策定した「大熊町ゼロカーボンビジョン」に基づき、大熊町下野上地区において、令和6年4月を目途に、スマートコミュニティ事業を開始することとしている。当該事業では、発注者において、太陽光発電設備、大型蓄電池、送電線等（以下、「電気設備等」という。）を整備することとしている。これまでのところ、令和2年度から令和3年度にかけて、電気設備等の基本設計及び事業計画の検討を行ったところである。令和4年度、令和5年度は当該事業に係る電気設備等の実施設計及び整備工事を行い、令和6年4月には特定送配電事業として下野上地区内の需要家へ電力供給する予定である。

このたび、上記整備のうち、電気設備等の整備に係る実施設計、工事監理及び整備工事を行うため、本事業を実施することとした。

### 3 整備対象施設の要件

#### (1) 計画地

所在地：福島県双葉郡大熊町大字下野上地内

#### (2) 計画地の現況

計画地は、下野上地区および大野駅周辺（以下、「下野上地区」という。）である。

なお、下野上地区は、特定復興再生拠点区域に定められ、避難指示解除後に、大熊町の中心地区として、働く拠点及び住む拠点として整備することを計画している。

#### (3) 周辺インフラ等

計画地周辺のインフラ等の状況を以下に示す。

周辺インフラ等に関して、本書の他、必要な情報として発注者が提供する資料以外の情報については受注者において収集することとし、発注者と協議のうえ決定すること。

**ア 計画地の造成計画**

計画地及び周辺の既存建物等の解体、造成、道路整備は別途発注者が行う。「参考資料1 令和3年度下野上スマートコミュニティ事業マスタープラン策定業務委託報告書」を参照すること。

なお、造成形状及び計画高を変更する工事については受注者の負担により行うこと。また、敷地周囲の擁壁については変更することができない。

**イ 道路**

将来の道路配置計画は、別途「参考資料1 令和3年度下野上スマートコミュニティ事業マスタープラン策定業務委託報告書」による他、必要な情報として発注者が提供する資料以外の情報については受注者において収集することとする。

**ウ 給排水**

計画地周辺の水道施設・排水施設の状況は、発注者の所管部署と協議のうえ確認すること。必要に応じ、受注者により施設の増強・改修等を行い、必要な供給処理能力を確保すること。

**エ 電気・通信**

計画地周辺の電気・通信施設の状況は、電力・通信事業者と協議のうえ計画すること。

**(4) 地質の状況**

地質地盤調査については、「参考資料1 令和3年度下野上スマートコミュニティ事業マスタープラン策定業務委託報告書」に基づき提案すること。情報が不足する場合には受注者の負担により追加調査を行うものとする。

**(5) 本事業のスケジュール**

契約日の翌日から令和6年3月29日まで（ただし、技術提案により工期が短縮される場合には、提案された期日まで）

詳細は、「添付B3 工程表（案）」を参照すること。

**(6) 本施設の概要**

本施設の概要を以下に示す。詳細は、「添付B1 概要書」などを参照すること。

なお、下記の主な導入設備、需要家見込みに示す容量及び面積はそれぞれの最新の計画値である。基本設計当初の詳細は、「参考資料1 令和3年度下野上スマートコミュニティ事業マスタープラン策定業務委託報告書」を参考とすること。

**(主な導入設備)**

メガソーラー：3.8MW

大型蓄電池：2.0MWh（出力750kW）

自営線：総延長4.5km（うち埋設3.1km）

受変電設備及びGCS盤※

※GCS：グリッドコントロールシステム（EMSと同等の機能を有する）

(需要家見込み※)

駅西エリア：産業交流施設9,300㎡、社会教育施設5,000㎡、商業施設1,850㎡等

駅東エリア：民間アパートメント75戸（想定）

旧大野病院跡：再生賃貸住宅30戸（集合）

旧梨畑エリア：再生賃貸住宅20戸（戸建）

中央産業拠点：産業団地9.1ha（敷地面積）

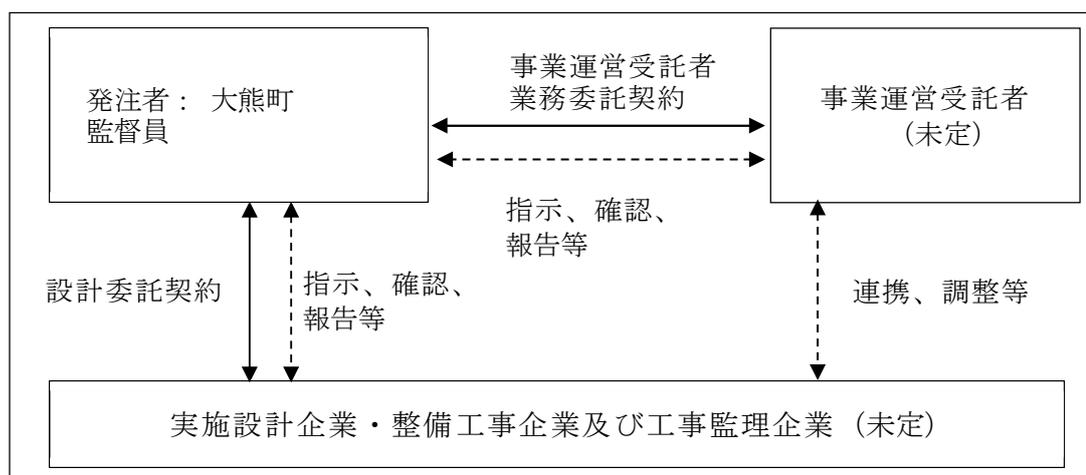
※需要家見込みの用途、規模等の設計条件に関しては、基本設計から変更することを予定していることから、設計条件に関しては発注者と協議のうえ実施設計を行うこと。

#### 4 本事業における体制及び役割分担

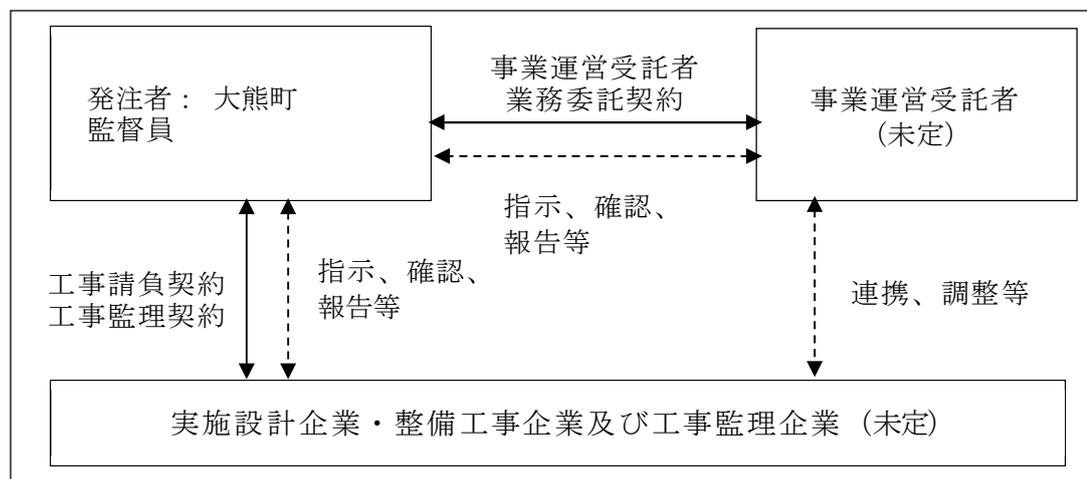
##### (1) 体制表

本事業では、実施設計及び施工の各段階において、下記の体制にて業務を行うこととする。なお、発注者が今後選定する事業運営受託者は、以下、「事業運営受託者」という。

##### ■体制表（案）： 実施設計段階



##### ■体制表（案）： 施工段階



**(2) 役割分担**

本事業では、「添付B4 関係者の業務・責任区分及び役割分担表」に基づき、業務に取り組むこととする。

**5 受注者の業務概要**

業務内容は次のとおりであるが、詳細については本書のほか、「設計業務委託契約書（案）」「工事請負（仮）契約書（案）」「工事監理業務委託契約書（案）」を参照すること。

本事業においては、施設整備内容や維持管理運営内容について、事業運営受託者との連携、調整を行いながら実施すること。

**(1) 実施設計業務****ア 実施設計業務**

本施設の電気設備工事等に係る実施設計

**イ 概算工事費算定業務、積算業務****ウ 各種申請業務（申請料含む）****エ 交付金等申請に係る支援業務****オ 総合維持管理業務仕様書（案）の作成支援****カ 設計に関する事業運営受託者との調整業務****キ 実施設計に係るその他必要な業務****(2) 工事監理業務****ア 工事監理業務****イ 変更積算確認****ウ 監理に係るその他必要な業務****(3) 整備工事業務****ア 整備工事業務**

・本施設の整備工事（電気設備工事等一式）

・計画地内の外構工事

**イ 施工段階に係る各種申請業務****ウ 交付金等申請に係る支援業務****エ 整備範囲、費用負担及び工程等に関する事業運営受託者との調整業務****オ 電気工作物の保安に係る電気主任技術者業務****カ 整備工事に係るその他必要な業務****(4) その他必要に応じて実施する業務****ア 各種調査業務****イ 周辺で同時期に実施される他事業の状況把握や事業間の調整業務****ウ 事業運営受託者との各種調整****エ 町議会及び全員協議会への対応に係る支援業務等****オ その他必要な業務**

## 6 本事業の対象外とする業務

「添付B5 工事区分表」に示す別途工事は、本事業の対象外の業務とする。なお、本事業と別途工事との調整が必要な場合は、主体となって調整を行うこと。

## 7 適用法令等

受注者は、本事業の調査、設計及び整備工事の実施にあたり、以下の法令及び関連施行令、施行規則、条例、規則、要綱等を順守すること。なお、下記に記載が無くとも、本事業を行うにあたり適用される関係法令及び関係条例、施行令、施行規則等がある場合は遵守すること。設計業務の遵法性は、実施設計企業の設計責任とすること。

### (1) 整備工事関連

- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・電波法（昭和25年法律第131号）
- ・水道法（昭和32年法律第177号）
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・大熊町地域下水道条例（昭和58年条例第11号）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・道路法（昭和27年法律第180号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・建設業法（昭和24年法律第100号）
- ・労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・浄化槽法（昭和58年法律第43号）
- ・建築基準条例（福島県条例）
- ・人にやさしいまちづくり条例（平成7年福島県条例第22号）
- ・ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針（福島県指針）
- ・その他関連する法令等
- ・発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令
- ・蓄電池設備の基準（消防庁告示第二号）

### (2) 環境関連

- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

- ・環境基本法（平成5年法律第91号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ・公害防止条例（福島県条例）
- ・福島県生活環境の保全等に関する条例（福島県条例）
- ・その他関連する法令等

## 8 適用基準等

受注者は、本事業の実施にあたり、以下の基準等を遵守、又は必要に応じて参照すること。また、基準等について、改定等がなされた場合には最新版に従うこと。

なお、下記に記載がない仕様書、基準等においても発注者が必要と判断する場合はこれを遵守すること。

### （1）設計基準

- ・建築設備計画基準（国土交通省 大臣官房官庁営繕部 監修）
- ・建築設備設計基準（国土交通省 大臣官房官庁営繕部 監修）
- ・官庁施設の基本的性能基準（国土交通省 大臣官房官庁営繕部 監修）
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・官庁施設の環境保全性基準（国土交通省 大臣官房官庁営繕部 監修）
- ・構内舗装・排水設計基準及び同基準の資料（国土交通省 大臣官房官庁営繕部 監修）
- ・福島県建築基準法施行条例（福島県条例）

### （2）標準仕様書・標準図

- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・電気設備工事監理指針（国土交通省 大臣官房官庁営繕部監修）
- ・福島県建築・設備工事共通仕様書（福島県土木部）

### （3）その他

- ・建築工事安全施工技術指針（国土交通省 大臣官房官庁営繕部 監修）
- ・建築工事公衆災害防止対策要綱（建設省経建発第1号）
- ・建設副産物適正処理推進要綱（建設省経建発第3号）
- ・公共建築工事積算基準（国土交通省 大臣官房官庁営繕部 監修）
- ・その他関連する法令、要綱、各種基準、建築学会等の基準・指針等
- ・建築設備耐震設計・施工指針2014年版（日本建築センター）
- ・工事写真の撮り方（最新版）（国土交通省 大臣官房官庁営繕部 監修）
- ・電子納品運用ガイドライン（案）
- ・事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）
- ・電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（資源エネルギー庁）
- ・太陽電池発電設備を設置する場合の手引き（経済産業省）
- ・太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）

## 第2 本施設整備の要求水準

- ・ 本施設整備の要求水準は、「1 共通事項」から「2 電気設備等の要求水準」及び「添付B1 概要書」の記載を満たすものとする。

### 1 共通事項

#### (1) 一般事項

- ・ 本書の他、「参考資料1 令和3年度下野上スマートコミュニティ事業マスタープラン策定業務委託 報告書」の内容を十分に踏まえた計画とすること。
- ・ 各機能、仕様及び設備は、「添付B2 諸元表」に基づき計画すること。
- ・ 敷地の現況及び整備工事の内容については、「参考資料1 令和3年度下野上スマートコミュニティ事業マスタープラン策定業務委託 報告書」を参考に、配置計画を行うこと。また、同資料を確認の上、電気設備等に係る計画を行うこと。
- ・ 諸元表で具体的に特定の方法などで規定している場合においても、協議により、発注者がこれと同等と認める方法などを採用できるものとする。

#### (2) 環境性能

- ア 廃棄物の発生を抑制し、資源の再利用、再生利用を促進する資源循環型社会の構築に向けてリサイクル資材を活用すること。
- イ ライフサイクルコストも含めた総合的な環境負荷低減を実現できる計画とすること。

#### (3) 地域経済への貢献

県産材の活用など、地域経済へ貢献する計画を検討すること。

#### (4) その他

寒冷地対策を検討し、計画すること。

### 2 電気設備等の要求水準

電気設備等については、「添付B1 概要書、添付B2 諸元表」に基づき、計画すること。また、「参考資料1 令和3年度下野上スマートコミュニティ事業マスタープラン策定業務委託 報告書」を参考とすること。

### 第3 本業務の実施に関する要求水準

- ・ 受注者は、本書及び技術提案を基に実施設計を行い、施工及び工事監理業務を適切に行うこと。特に品質確保のプロセスを適切に計画し、実行し、管理すること。
- ・ 受注者が共同企業体を組成する場合、受注者は、構成員の業務内容に応じて業務分担を具体的に定め、構成員が行う業務について代表企業が統括管理を行うこと。
- ・ 受注者が共同企業体を組成する場合、代表企業は、構成員が的確な業務を実施するように、構成員の業務管理を行い、業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行うこと。
- ・ 代表企業は、構成員が分担するコスト管理、要求水準書の確認及び技術提案の確認などの管理を行うこと。

#### 1 共通事項

##### (1) 共通業務

###### ア 工程表の作成

受注者は、契約締結後速やかに総合工程表（設計、施工、別途工事）を発注者に提出すること。総合工程表を基に設計企業が作成する全体設計工程表（着手から引渡し）や、受注者が作成する生産計画工程表、全体施工工程表などの検証及び統括・取りまとめを行うこと。

総合工程表は、整備工事企業等と調整のうえ必要に応じて随時更新すること。

###### イ 体制表の作成

受注者は、契約締結後速やかに体制表を発注者に提出すること。

###### ウ コスト管理

###### (ア) コスト管理の考え方

- ・ 受注者は、契約締結から引渡しまで、要求水準の明確な変更がない限り、技術提案内容を守りながら、概算工事費内訳書及び詳細内訳書に記載された単価を準用し、提案価格を下回るコスト管理を実施すること。なお、賃金又は物価の変動などにより工事価格の増減が予測される場合は、提案価格を下回るコスト管理を行うための提案を行い、発注者と協議すること。
- ・ 概算工事費内訳書及び詳細内訳書に記載がない項目については、発注者と受注者で協議のうえ、発注者が承諾した金額で単価を設定する。その際、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計の直接工事費に対する比率は、事業費内訳明細書の比率を上限とする。
- ・ 当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合又はやむを得ない事由により変更工事が発生した場合、本契約に対する変更を行い、別途契約を結ばないものとする。

###### (イ) 設計期間中のコスト管理

- ・ 受注者は、工事請負仮契約の締結に向け、発注者と協議・調整の上、発注者の指定する方法により見積書を作成し、発注者の指定する時期までに提出すること。
- ・ 発注者及び受注者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、必要がある場合には見積条件等についてそれぞれ見直しを行うこと。

## 【B】

- ・ 受注者は、価格等の交渉を行い、実施設計終了時（工事着工前）に、実施設計図書に基づき、提案価格を下回る詳細内訳書を作成し、発注者に提出し確認を受けること。
- ・ 受注者は、実施設計期間中においては概算工事費内訳書に基づき、コスト管理を行うこと。

### (ウ) 施工期間中のコスト管理

- ・ 受注者は、工事請負契約時点の詳細内訳書に基づき、施工期間中におけるコスト管理を行うこと。
- ・ 設計変更内容、軽微な変更については、発注者の指示する方法により発注者の確認を受けること。
- ・ 設計変更の単価については、工事請負契約時点の単価に基づき積算を行うこと。

### エ 要求水準の確認

- ・ 受注者は、要求水準を満たすため、要求水準確認計画書を作成すること。要求水準計画書に基づいて、実施設計業務及び整備工事業務の管理を行うこと。
- ・ 受注者は、要求水準確認計画書に基づいて、設計及び施工の各段階において、要求水準の設計及び施工への反映状況の確認を行い、発注者の承諾を得ること。

### オ 技術提案の確認

- ・ 受注者は、技術提案の内容を実現するため、技術提案実施計画書を作成すること。技術提案実施計画書に基づいて、実施設計業務及び整備工事業務の管理を行うこと。
- ・ 受注者は、技術提案実施計画書に基づいて、設計及び施工の各段階において、技術提案の設計及び施工への反映状況の確認を行い、発注者の承諾を得ること。

### カ 打合せ及び記録と報告

- ・ 受注者は、発注者及びその他関係機関と協議及び打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面（打合せ簿）に記録し、相互に確認すること。
- ・ 発注者及び受注者は、指示、通知、報告、提出、承諾、回答及び協議（以下「指示等」という。）を書面で行わなければならない。この場合、特段、書式に定めを必要としない場合には、打合せ簿により行うものとする。
- ・ やむを得ない事情により、口頭で行った指示等は書面により交付するものとする。その書式は、打合せ簿により行うことを原則とする。
- ・ 受注者が発注者に提出する書類で、様式及び提出部数が定められていない場合は、発注者の指示によるものとする。
- ・ 受注者は、業務の方針、条件等に疑義が生じた場合は、発注者と書面により協議しなければならない。この場合、発注者は速やかに協議に応じるものとする。打合せ内容は、打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- ・ 受注者は、次表「会議体一覧表」を基に、会議内容等を適宜提案すること。

## ■会議体一覧表（実施設計段階）

会議体名称	内容	出席者○(主宰者◎ 記録者●)			開催頻度
		発注者	設計・整備工事企業		
			設計企業	整備工事企業	
設計定例会議	プロジェクト参画者全員に関連する議題について打合せを行う	○	◎ ●	○	1回/月
事業運営受託者会議	本施設の事業運営受託者と設計内容について協議を行う。	◎ ●※1	○	○	必要に応じて

## ■会議体一覧表（工事段階）

会議体名称	内容	出席者○(主宰者◎ 記録者●)				開催頻度
		発注者	設計企業	工事監理企業	整備工事企業	
総合定例会議	プロジェクト参画者全員に関連する議題について打合せを行う、進捗報告	◎	○	○	○ ●	1回/月
現場定例会議	主として工事に関わる議題について、打合せを行う	(○)	(○)	○	◎ ●	1回/週
事業運営受託者会議	本施設の事業運営受託者と、工事内容について協議を行う。	◎ ●※1	○	○	○	必要に応じて

※1 事業運営受託者会議の記録は事業運営受託者にて実施。

※2 出席者の（ ）は必要に応じて参加

## (2) 書類及び成果品の提出

## ア 実施設計業務及び工事監理業務に関する書類の提出

## (ア) 業務着手前

受注者は、「添付B8 提出書類（業務委託関係）」に掲げる書類に準じて、業務委託契約締結後すみやかに発注者に提出すること。提出時期については、発注者の指示に従うこと。

## (イ) 業務完了時

- 受注者は、「添付B7 実施設計業務及び工事監理業務に係る成果品」に掲げる成果品一式に準じて、発注者に提出すること。
- 実施設計が完了し、発注者の実施設計書の内容についての確認及び確認済証の交付を受けた後、すみやかに完了届を発注者に提出すること。
- 実施設計書の様式、書式については事前に発注者に確認を得ること。
- 受注者は、「添付B8 提出書類（業務委託関係）」に掲げる書類に準じて発注者に提出すること。

## イ 整備工事業務に関する書類の提出

## (ア) 業務着手前

- 受注者は、「添付B6 提出書類（契約支払い関係）」に掲げる書類一式を、請負契約締結後、適切な時期に発注者に提出し、承諾を得ること。
- 提出時期については、発注者に従うこと。

**(イ) 業務実施期間**

- ・ 受注者は、「添付B6 提出書類（施工関係）」に掲げる書類を、適切な時期に発注者に提出し、承諾を得ること。
- ・ 提出時期については、発注者に従うこと。

**(ウ) 業務完了時**

- ・ 受注者は、「添付B6 提出書類（引渡し関係）」に掲げる成果品一式に準じて、発注者に提出すること。

**(3) 近隣への対応**

近隣への対応については、以下のとおりであるが、具体的な対応については、工事着手時の計画地周辺の帰還状況等を見据え、発注者と協議し、適切に対応すること。

- (ア) 着工に先立ち、近隣関係との調整及び調査を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解および安全を確保すること。
- (イ) 受注者は、工事内容を近隣へ周知徹底して理解を得るよう努めること。
- (ウ) 本工事によって近隣におよぼす諸影響を検討し、必要な調査を実施し、問題が発生しないように適切な処置を行うこと。
- (エ) 騒音、振動、悪臭、公害、粉塵発生、地盤沈下、交通渋滞等、工事が近隣の生活環境に与える影響を考慮し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。また、工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- (オ) 隣接する建物や、道路、公共施設などに損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、受注者の負担において行うこと。
- (カ) 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、受注者を窓口として、工程に支障をきたさないように処理を行うこと。
- (キ) 用地境界については十分な確認を行い、引照点を取り、確実に復元すること。

**(4) 発注者が行う説明の協力**

発注者が町民に対して説明を行う場合には、発注者が実施するとともに、受注者はこれに協力すること。

**(5) 事業運営受託者との連携・調整**

ア 本事業の優先交渉権者の選定に並行して、維持管理運営を実施する事業運営受託者を公募する予定である。施設整備内容や維持管理運営内容について、事業運営受託者との連携・調整を行い、事業運営受託者の意向を踏まえながら実施すること。

**(6) 権利義務の譲渡等**

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

また、受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

**(7) 著作権の譲渡等**

受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著

作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

発注者は、成果物が著作物に該当するとしにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、当該成果物の内容を公表することができる。

発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

## 2 実施設計に関する要求水準

受注者は、要求水準、技術提案及び事業費内訳書を基に、実施設計期間中に仕様を確定すること。その際、技術提案の内容に関する具体的な検討を行い、実施設計図書に反映すること。

### (1) 実施設計業務

#### ア 工程表の作成

設計企業は、実施設計業務に関する工程表（全体設計工程表、実施設計工程表等）を適切な時期に発注者に提出すること。なお、施工に関する工程及び別途工事に関する工程と調整を行い、実施設計業務に関する工程に反映すること。

#### イ 設計条件の確認

- (ア) 設計企業は、発注者や事業運営受託者等に本事業に対する要望を再確認した上で実施設計を進めること。
- (イ) 設計企業は、発注者の要望を確認しながら提案価格を下回る事業費縮減を図ること。
- (ウ) 設計企業は業務の詳細及び当該工事の範囲について、発注者と連絡を取り合い、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成すること。
- (エ) 設計企業は、法規制やインフラ等の諸条件については、官公庁等と事前に協議の上、必ず発注者に確認すること。また、協議録等を作成し、発注者に提出すること。
- (オ) 設計企業は技術提案書に基づき、「添付B1 概要書」に示す品質・性能以上の実施設計を行うこと。
- (カ) 「添付B1 概要書」に示す設計条件を遵守すること。異なる提案については、発注者の確認を取ること。

#### ウ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

- (ア) 設計企業は関係法令及び各種適用基準に基づいて業務を実施するものとする。

**エ 業務の範囲**

- (ア) 実施設計の業務範囲は、電気設備等の整備等とする。
- (イ) 本事業の範囲は「添付B1 概要書」及び「添付B5 工事区分表」により指定する。
- (ウ) 設計企業は、本工事の設計と、別途工事の設計に関する調整を行い、別途工事の内容について設計に反映することとする。別途工事の内容については、「添付B5工事区分表」による。

**オ 進捗の確認**

- (ア) 設計企業は、設計業務計画書（設計スケジュール、体制、設計条件、毎月の設計進捗状況の報告等）を発注者に提出し、確認を受けること。
- (イ) 設計企業は業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに発注者に設計図書等を提出するなどの中間報告をし、十分な打合せを行うこと。
- (ウ) 設計企業は、定期的に当該業務の進捗状況及び内容について発注者に報告し、発注者及び関係部署と協議等を行った際には協議録等を作成し、発注者に提出すること。

**カ 実施設計書の作成**

- (ア) 実施設計書には、発注者が指定する特記仕様書を使用し、特許工法や特殊な工法においては、受注者は独自に特記仕様書を作成し、発注者に承諾を受けること。
- (イ) 本体工事着工に先立ち、実施設計図書を発注者に提出し、発注者に設計意図、実施設計内容、要求水準確認書、技術提案確認書、詳細内訳書を提出し、承諾を得ること。
- (ウ) 「添付B7 実施設計業務及び工事監理業務に係る成果品」により設計成果品を発注者に提出し、受検すること。

**キ 打合せ**

打合せに当たって、設計企業は、集約した意見を反映した提案として、具体的な材料・工法・コストの比較資料等、分かりやすい資料を必要に応じて適時提出すること。

**ク 別途工事との設計に関する調整**

- (ア) 設計企業は、本工事の設計と別途工事の設計に関する調整を行い、別途工事の内容について設計に反映すること。
- (イ) 別途工事の内容については、「添付B5 工事区分表」による。
- (ウ) 設計企業は、別途工事も含め、関係法令への適合を確認すること。

**ケ 事業運営受託者関連工事との設計に関する調整**

設計企業は、本工事の設計と、事業運営受託者と設計に関する調整を行い、事業運営受託者の意向を設計に反映すること。

**コ 要求水準書の変更等**

- (ア) 本書に示す内容に誤謬又は脱漏がある場合は、発注者と協議すること。
- (イ) 協議の結果、対応に伴い増加費用が発生する場合の取り扱いについては請負契約書に定める。

**(2) 本事業に係る積算業務**

- ア 工事内訳明細書及び積算数量算出書（積算数量調書を含む）を作成すること。
- イ 上記の作成にあたり、単価等資料の作成、見積の収集、見積検討資料及び見積一

覧表の作成を行うこと。

**(3) 各種申請業務**

ア 関係法令等に関する各種申請書類の作成及び申請手続き業務

(標識看板の作成、設置及び設置報告書の届出を含む)

イ 一般送配電事業者への電力系統連系接続検討申込

ウ リサイクル計画書の作成

**(4) 交付金申請に係る支援業務**

国への交付金申請書類の作成に必要な図面・資料・データ等の提供等を行う。

**(5) 総合維持管理業務仕様書(案)の作成支援**

発注者や事業運営受託者による本施設の維持管理に使用する総合維持管理業務仕様書(案)の作成に必要な情報を整理し提示する。

**(6) その他**

ア 実施設計業務に係るその他必要な業務

- 概略工事工程表の作成

- 写真撮影

- 電気設備等の利用に関する説明書の作成

- 特定送配電事業の届出に必要な資料の作成

- 住民説明等を実施する場合に必要な資料の作成(法令等に基づくものを除く)

- 発注者が行う協議の支援と資料作成

**3 工事監理に関する要求水準****(1) 工事監理業務の範囲**

工事監理業務の範囲は、本体工事の監理とする。本工事の範囲は、「添付B5 工事区分表」を参照とする。

ア 受注者は、発注資料に明示のない場合又は疑義を生じた場合には、監督員と協議するものとする。

イ 工事監理業務は重点管理とする。受注者は「工事監理ガイドライン」(国土交通省ホームページ)、「公共建築工事共通仕様書」を参考に、自らの責任において工事監理基準を定め、「工事監理業務計画書」に「工事監理基準」として添付し、監督員の確認を受けること。

ウ 工事監理企業及び担当、監督員の体制については、本書「第1-4(1)体制表」による。

**(2) 工事監理業務計画書**

ア 工事監理企業は、工事監理業務着手前に、必要事項を記載した工事監理業務計画書を監督員に提出し、確認を受けること。

イ 工事監理企業は、工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、監督員と協議すること。

## (3) 工事監理業務

## ア 一般監理業務

一般監理業務については、提案時に管理技術者として登録した者が実際に工事監理業務を行うこと。

## (ア) 設計図書の内容の把握など

- ・ 工事監理企業は、設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まりなどを発見した場合には、監督員に報告し、必要に応じて設計企業に確認すること。
- ・ 工事監理企業は、整備工事企業等から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能などを含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて監督員及び設計企業に確認のうえ、回答を整備工事企業等に通知すること。

## (イ) 設計図書に照らした施工図などの検討及び報告

- ・ 工事監理企業は、設計図書の定めにより、整備工事企業等が作成し、提出する施工図（現寸図・工作図などをいう。）、材料、製作見本、見本施工などが設計図書などの内容に適合しているかについて検討し、監督員に報告すること。
- ・ 工事監理企業は、設計図書の定めにより、整備工事企業等が提案又は提出する工事材料設備機器など（当該工事材料、設備機器などに係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかを検討し、監督員に報告すること。

## (ウ) 施工と設計図書との照合及び確認

- ・ 工事監理企業は、整備工事企業等の行う施工が設計図書の内容に適合しているかについて、対象工事に応じた合理的方法により確認し、監督員に報告すること。
- ・ あわせて、工事監理企業として、必要な法手続等を行うこと。

## (エ) 設計図書の内容に適合していることを確認できない場合の措置

- ・ 工事監理企業は、施工や施工図などが設計図書の内容に適合していることを確認できない場合、直ちに整備工事企業等に対してその旨を指摘するとともに、整備工事企業等に対し修正を求めるべき事項等を検討し、監督員に報告すること。ただし、整備工事企業等の行う施工が設計図書の内容に適合しない場合は、整備工事企業等に対し直ちに修正を指示し、その旨を監督員に報告すること。
- ・ 整備工事企業等が必要な補修等を行った場合は、これを確認し、その内容を監督員に報告すること。
- ・ 設計図書の通りに施工できない理由について、整備工事企業等があらかじめ書面で報告した場合には、工事監理企業は必要な事項を検討し、監督員及び整備工事企業等と協議すること。

## (オ) 工事監理状況の報告

- ・ 工事監理企業は、工事監理の状況を記録した工事監理業務報告書を、監督員に提出し確認を受けること。工事監理業務報告書は、工事が設計図書に適合していることが確認できる内容とすること。
- ・ 工事監理企業は、毎月の工事監理業務の進捗状況を翌月の3日までに、監理月報により監督員に報告すること。
- ・ 工事監理企業は、施工報告書、工事月報の内容について、その内容が適切であることを確認し、結果を監督員に報告すること。

## (カ) 各施工段階における検査の方法

各施工段階における検査については、次の確認方法とする。

ただし、材料検査及び製品検査は、原則として現場にて確認する。現場検査が困難な場合は、工場検査又は書類検査による確認とする。

- ・ 工事監理企業は、試験、目視、計測の各行為の現場立会いによる確認を行うこと。
- ・ 工事監理企業は、整備工事企業等が行った試験、目視、計測の結果を記した書面による確認を行うこと。
- ・ 工事監理企業は、工事に使用する材料及び製品の品質数量等について検査し、不合格品については、遅滞なく場外に搬出させ、監督員に報告すること。
- ・ 工事監理企業は、契約不適合点検等について立ち会い、また必要に応じて業務に関する説明、資料作成を行うこと。

## イ 変更積算確認

やむを得ず工事変更を行う場合の変更箇所の積算結果について、妥当性を確認すること。

## ウ 監理に係るその他必要な業務

## (ア) 別途工事の調整に関する業務

工事監理企業は施工段階における工事区分に関する調整等を行うこと。

## (イ) 完成図等の確認に関する業務

工事監理企業は完成図等の現場との整合性を確認すること。

## 4 整備工事に関する要求水準

## (1) 整備工事

## ア 基本的事項

- (ア) 整備工事業務の内容及び範囲は、本書「第1 3 (6) 本施設の概要」による。
- (イ) 整備工事企業は、請負契約締結後10日以内に、工事着手届及び整備工事業務工程表、その他必要な書類を発注者に提出するとともに、すみやかに現場施工に着手すること。
- (ウ) 各検査に合格した上で、施設を発注者に引き渡すこと。(ただし、技術提案により工期が短縮される場合には、提案された期日まで)
- (エ) 施工時においても、発注者等から本事業に対する要望があった場合、可能な範囲で対応に努めること。
- (オ) 発注者は、必要と認めた場合は実施設計の変更を行うことができるものとする。この場合の手続き及び費用負担等は請負契約書で定める。
- (カ) 整備工事企業は、発注資料に明示のない場合又は疑義が生じた場合には、発注者と協議すること。
- (キ) 整備工事企業は要求水準書及び受注者が提案した技術提案内容に基づいて設計され、発注者の承諾を得た設計図書に基づき整備工事を実施すること。
- (ク) 整備工事企業は、受注者が有効と考える特殊な工法、材料製品等を採用する場合は、あらかじめ発注者と協議を行い、採用を検討すること。

## イ 法令等の遵守

各種関連法令及び適用基準等を遵守し、発注図書及び技術提案書並びに実施設計書に従って、施設の整備工事を実施すること。

## ウ 工程表の作成

整備工事企業は、次に示す施工業務に関する工程表を適切な時期に発注者に提出すること。なお、設計に関する工程及び別途工事に関する工程と調整を行い、施工業務に関する工程に反映すること。(全体施工工程表、月間工程表、週間工程表、工種別工程表、生産計画工程表など)

## エ 別途工事との調整

工事期間中の別途工事について、各工事請負者と調整を行い、工事を円滑に進めること。工事区分は、「添付B5 工事区分表」に示す通りとする。

- (ア) 別途工事との施工図、総合図との調整・とりまとめを行うこととする。
- (イ) 工程について、別途工事企業等と調整を行うこととする。

## オ 事業運営受託者関連工事との調整

整備工事企業は、工事期間中に事業運営受託者関連工事との調整を行い、工事を円滑に進めること。また、工事区分表を作成すること。

## カ 施工計画書等の作成

整備工事企業は、施工計画書、品質管理計画書、施工報告書を作成すること。なお、施工計画書及び品質管理計画書は原則として該当する工事着手の7日前までに、発注者の承諾を得ること。

## キ 各種図面の作成

- (ア) 整備工事企業は、仮設図、総合図、製作図、施工図、完成図等を作成すること。
- (イ) 整備工事開始後できる限り早い段階で、総合図を作成すること。本事業における「総合図」は、製作図・施工図のベースとなる「重ね合わせ図」を示し、早期に設計意図・問題点・工事の全体像・相互関係を理解・把握し、工事における品質確保及び適正化と効率化や、総合図による発注者への調整・確認を行い、変更内容等が生じた場合の伝達を迅速・確実に行える体制を構築し発注者の確認・承認を迅速に行うことを目的とする。
- (ウ) 総合図の作成に当たっては、記載内容について、発注者・工事監理企業と事前に協議を行うこと。

## ク 工事状況の説明・報告

- (ア) 整備工事企業は工事状況を発注者に毎月報告する他、発注者から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- (イ) 発注者は、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- (ウ) 整備工事企業は、工事を円滑に推進できるように、必ず工事状況の説明及び整備を十分に行うこと。
- (エ) 整備工事企業は、建設業法第24条の7に定める施工体制台帳に健康保健等の加入実態を確実に記載し、整備工事企業が雇用する労働者の加入実態を明らかにすること。また、二次以下の下請業者に対しては、再下請負通知書に健康保険の加入実態を確実に記載させ未加入の場合は健康保険に加入すること。

## ケ 取扱説明会の開催

整備工事企業は、完成図等引渡しに先立ち取扱説明会を開催すること。

## コ 工事検査及び中間検査

- (ア) 工事検査及び中間検査については、事前に内容を発注者に確認する。
- (イ) 整備工事企業は、発注者による検査に先立ち自主検査を行うこと。

#### サ 契約不適合点検

整備工事企業は、引渡し6ヶ月、1年、2年後に契約不適合点検を行うこと。契約不適合点検の方法については、事前に内容を発注者に確認する。

#### シ 工事を伴う備品の調達・設置

「添付B1 概要書」に指定する備品の調達・製作・設置を、工事を含めて行うこと。

#### ス 非構造部材の耐震対策

大地震時においても安全路を確保するために、機器等の非構造部材の破損・脱落・転倒について、積極的な対策を講ずること。

#### セ 外構の整備

- (ア) 「添付B1 概要書」「参考資料1 令和3年度下野上スマートコミュニティ事業マスタープラン策定業務委託報告書」に従い、外構の整備を行うこと。
- (イ) 上記工事には、工事の各段階において、安全確保のために必要となる部分の施工も含むものとする。

#### ソ 作業日・作業時間の順守

工事の作業日・作業時間については下記の考え方を目安とするが、工事着手前に発注者、近隣等と十分に確認・調整を行い、対応を決定するものとする（発注者、近隣等との協議により、変更される可能性があることに留意すること。）

- (ア) 作業時間は、概ね午前8時から午後5時までを基本とする。
- (イ) 大きな騒音・振動を伴う作業は、午前9時から午後5時までとする。
- (ウ) 本工事は、原則、週休2日とし、工事期間において4週8休以上の現場閉所を行うこと。また、原則として、土曜日、日曜日、祝日は休日とし、作業を行う場合は休日作業届を提出すること。

#### タ 工事車両の通行に係る安全管理

- (ア) 工事車両の通行は、工事の各段階において、周辺住民等の安全を十分確保した計画とし、事前に発注者や周辺工事等との十分な協議・調整を行うこと。
- (イ) 工事車両の運行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等との打合せを行い、運行速度や適切な交通誘導員の配置、案内看板の設置、道路の清掃など、十分に配慮すること。
- (ウ) 交通誘導員は少なくとも敷地出入口に1名配置すること。また主要資材搬入時など、特に工事車両の運行量が増加する場合は、1名以上追加配置し、安全管理を徹底すること。
- (エ) 工事車両は構内に駐車すること。構内に駐車できない場合は、適切な駐車場を確保すること。
- (オ) 場内にて洗車場を設け、工事車両の泥洗浄を行うこと。公道を汚した場合は速やかに清掃を行うこと。

## チ 工事現場の管理等

- (ア) 現場事務所（作業員詰所、打合せ会場含む）を設置すること。現場職員を1名以上常駐させ、作業期間中何時においても連絡が取れる状態であること。
- (イ) 整備工事を実施する範囲を仮囲いで確実に区画し、区画外に建築資材の仮置きや駐車を生じさせないこと。
- (ウ) 発注者が使用を承諾した期間、善良なる管理者の注意義務をもって、工事範囲内の管理を行うこと。
- (エ) 周辺地域の環境に配慮して、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めること。
- (オ) 夜間等における不法侵入を防止するなど、工事範囲内の保守管理を行うこと。
- (カ) 土壌汚染があった場合は、発注者に報告を行い、適切な手続き、管理を行うこと。
- (キ) 整備工事発生土の処理に当たっては、法令等に定められたとおり適切な管理のうえ処理を行うこと。

## ツ 施工中の安全管理

- (ア) 施工中の安全管理に関しては「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めるものとする。
- (イ) 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取り扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止処置を講じるものとする。
- (ウ) シンナー等の管理については、工事現場・倉庫などでの保管を厳重に行い、また、車両に積載した状態でその場を離れる場合は、盗難防止措置を講じること。

## テ ダンプトラック等による過積載等の防止

受注者は、過積載防止の担当者を定め、過積載防止に努めるとともに、発注者が指示する車両に関し、積載自重又はトラックスケールにより積載荷重を確認し、発注者に報告すること。

## ト 施工後業務

- (ア) 工事完了後、すみやかに内部検査を行い、工事完成を発注者に通知すること。
- (イ) 工事完成検査に必要な手続きを工事工程に支障がないよう実施すること。
- (ウ) 受注者は、工事完了までに関係法令に基づく検査を受けること。また、本事業が完了したことを確認するために、発注者の下検査を受けること。手直し確認後、発注者の検査を受け、合格した上で、引渡しを行うこと。

※ なお、施工中においても、大熊町工事検査規定に基づき、発注者の随時検査（工事の施工工程において発注者が特に検査の必要があると認めたときに行う検査）及び部分完成検査又は出来高検査を受けること。

## ナ 写真撮影

工事写真の撮影は、「営繕工事写真撮影要領（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）」に準ずるものとし、撮影箇所・提出方法等については、発注者と協議の上決定すること。

## ニ 性能検証

- (ア) 現場設置時の性能検証
  - ・実施設計図及びこれらを基に作成した施工図・製作図により据え付けられた機器・器材の適格性確認を行うこと。
  - ・施工図・製作図などの実施設計時において性能検証の対象とならなかった文章を基に設置時の検証を行う場合は、それらの文書と検証を行った実施設計図と

の整合性を十分に確認すること。

(イ) 試運転時の性能検証

- ・ 実施設計図または施工図・製作図に記載されている性能が確保されているかどうかの検証を行うこと。
- ・ 竣工引渡し前に検証が行えない項目に関しては、記録として残すとともに、運用時途中の性能検証及び1年目の性能検証を行うこと。
- ・ 試運転時の性能検証を基に、定常運転時運用マニュアル・手順書の作成を行うとともに、想定しうる非定常時（定期点検時、改修時など）や非常時（故障時、災害時など）における運用マニュアル・手順書の作成も行うこと。
- ・ 運用時性能検証の計画書作成及び、性能検証に必要なデータ収集に関する設定及び設定記録を残すこと。

(ウ) 運用時の性能検証

運用時の検証は、原則的に発注者が行う。ただし、竣工1年目検査とその時期までに収集したデータ及び発注者（運転管理者含む）のヒアリングを基に性能検証を行うとともに、要求性能に満たない項目に関する改善案を含む報告書を作成し、運用マニュアル・手順書の改訂を行うこと。

(2) 施工段階に係る各種申請業務

- ・ 工事实情情報サービス（CORINS）に基づき「工事カルテ」を作成し、発注者の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請を行うこと。
- ・ その他施工段階における関係機関への届出手続き等は、遅滞なく受注者が行うこと。
- ・ 上記における申請料は、受注者の負担とする。
- ・ 工事にかかる諸官庁申請を行うこと。

(3) 交付金申請に係る支援業務

- ・ 交付金申請に係る支援業務
- ・ 受注者は、発注者の要請に基づき、交付金申請に係る資料の作成等を行うこと。

(4) 受注者が必要に応じて実施する各種調査業務

受注者が必要と判断して行う調査は、受注者の負担において実施すること（近隣対策、警察協議、事前敷地測量、地中障害物調査等）。

施工前・施工中、施工後において、近隣家屋等に対する問題等が発生した場合は速やかに発注者に報告し、受注者が適切な事後対応を実施すること。